

愛知県環境審議会条例 (原文たて書)

[平成 6 年 7 月 8 日愛知県条例第 26 号]

[沿革]平成 12 年 3 月 28 日条例第 2 号 一部改正
平成 13 年 3 月 27 日条例第 18 号 一部改正
平成 18 年 7 月 7 日条例第 49 号 一部改正

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 2 項及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、愛知県環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

2 審議会は、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関とする。

一部改正〔平成 13 年条例第 19 号〕

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 県議会の議員

三 関係行政機関の職員

3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成 13 年条例第 19 号・18 年条例第 49 号〕

(会長)

第 3 条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員)

第 5 条 審議会に、水質汚濁防止法第 21 条第 1 項の事務を委員とともに行わせるため、特別委員 7 人以内を置く。

2 特別委員は、国の関係地方行政機関の長又はその指名する職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、第 1 項の事務について会議を開き、議決をする場合には、前条第 3 項及び第 4 項の規定（第 8 条第 6 項において準用する場合を含む。）の適用については、委員とみなす。

一部改正〔平成 12 年条例第 2 号・13 年条例第 19 号〕

(専門委員)

第 6 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員 30 人以内を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、審議会に出席して意見を述べることができる。
- 4 学識経験のある者のうちから任命された専門委員の任期は、2年とする。
- 5 前項の専門委員は、再任されることができる。

(専門調査員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員20人以内を置くことができる。

- 2 専門調査員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
追加〔平成13年条例第19号〕

(専門部会)

第8条 審議会に、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員、特別委員及び専門委員をもって構成する。
- 3 専門部会に、部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第3条第3項及び第4条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同項及び同条第1項から第3項までの規定中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。
一部改正〔平成13年条例第19号〕

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

一部改正〔平成13年条例第19号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
(愛知県公害対策審議会条例の廃止)
- 2 愛知県公害対策審議会条例(昭和45年愛知県条例第50号)は、廃止する。
(愛知県公害防止条例の一部改正)
- 3 愛知県公害防止条例(昭和46年愛知県条例第32号)の一部を次のように改正する。
第8条第3項中「愛知県公害対策審議会」を「愛知県環境審議会」に改める。

附則(平成12年3月28日条例第2号抄)

(施行規日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附則(平成13年3月27日条例第18号抄)

(施行規日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の愛知県環境審議会条例第2条第1項の規定により学識経験のある者のうちから新たに任命される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成14年7月31日までとする。

附則(平成18年7月7日条例第49号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。